

山口県企業局所管公共事業の再評価実施要領

第1 目的

山口県企業局（以下「企業局」という。）所管の公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業の再評価システムを導入し、もって事業採択後一定期間を経過した後も未着手である事業、事業採択後長期間が経過している事業の再評価を行い、事業の継続又は事業の見直し若しくは事業の中止の決定を行うことを目的とする。

第2 再評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、企業局が所管する補助工業用水道事業とする。

第3 再評価の実施

1 再評価の実施主体は山口県企業局とする。

2 再評価を実施する時期

（1）再評価を実施する事業は、原則として、事業採択後5年を経過した時点で継続中の事業について、5年ごとに実施するものとする。

（2）その他、経済情勢等の急激な変化等により事業計画の大幅な見直しの必要性が生じた場合には、適宜、再評価を実施するものとする。

3 対応方針

（1）対応方針案の策定

企業局は、再評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等（以下「再評価に係る資料の作成」という。）を行い事業の継続又は見直し、若しくは休止又は中止の方針（これらに伴う事後措置を含む）（以下「対応方針」という。）案の作成を行う。

（2）対応方針の決定

企業局は、県の設置する学識経験者等の第三者で構成される山口県公共事業再評価委員会（以下「再評価委員会」という。）に、提案した「対応方針（案）」について意見を聴取し、その結果を踏まえた対応方針を決定する。

第4 再評価の結果等の公表

企業局は、再評価結果、対応方針、結論に至った経緯、再評価の根拠等を公開する。

第5 再評価委員会

1 再評価委員会における審議対象事業

委員会は、企業局が再評価を実施した全ての事業の対応方針案について審議する

ものである。

2 再評価委員会の役割

再評価委員会は、当該事業に関する対応方針について審議を行い、知事に対して審議結果を報告するものとする。

3 再評価委員会における審議方法

審議方法は、再評価委員会が決定する。その際、審議過程の透明性を確保するとともに、事業の特性や技術的判断等が反映可能な運営となるよう配慮するものとする。

4 再評価委員会の意見の尊重

企業局は、知事から再評価委員会の報告があったときは、これを最大限尊重し、対応を図るものとする。

第6 再評価の方法

1 再評価方法の策定

企業局に公共事業の評価システムに関する企業局評価システム検討委員会（以下「評価システム検討委員会」という。）を設置する。

2 再評価手法

再評価を行う際は、経済産業省が定める「工業用水道事業に係る政策評価実施要領」に準じて実施する。

第7 その他

各事業所管課は、本要領に基づき、各事業ごとの再評価について実施要領の細目を定めるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成17年7月1日から施行する。